



和泉男女共同第15号
平成21年 3月26日

和泉市男女共同参画審議会
会長 山下 良策 様

和泉市長 井坂 善行

和泉市男女共同参画審議会における審議について（諮問）

標記について、和泉市男女共同参画推進条例第12条第4項で準用する同条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

第2期「和泉市男女共同参画行動計画」の改訂に関する基本的な考え方について、貴審議会の意見を求めます。

〔諮問理由〕

和泉市は、平成11年男女共同参画社会基本法制定以降、法定計画である第2期「和泉市男女共同参画行動計画」を策定（平成17年3月）するとともに、「和泉市男女共同参画推進条例」を施行（平成19年8月）し、市民や事業者と一体となって、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

第2期「和泉市男女共同参画行動計画」は、平成17年度から平成26年度までの10年間を計画期間としており、平成21年度に策定後5年を経過することとなることから、この間の育児休業・介護休業法の改正（平成17年4月）や、高齢者虐待防止法の施行（平成18年4月）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正（平成19年7月）など、男女共同参画社会の形成に関連する状況の変化に応じた見直しが求められている。

そこで、これらの状況の変化に対応して、和泉市が同計画を改訂するにあたっての基本的な考え方について、貴審議会に諮問するものである。